

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター役員報酬規程

制定 平成 21 年 4 月 1 日平成 21 年法人規程第 3 号
改正 平成 22 年 1 月 25 日平成 21 年法人規程第 35 号
改正 平成 22 年 12 月 20 日平成 22 年法人規程第 58 号
改正 平成 23 年 12 月 22 日平成 23 年法人規程第 68 号
改正 平成 27 年 2 月 9 日平成 26 年法人規程第 109 号
改正 平成 28 年 3 月 1 日平成 27 年法人規程第 166 号
改正 平成 30 年 3 月 1 日 29 健総第 6608 号
改正 令和 3 年 1 月 1 日 2 健総第 3680 号
改正 令和 7 年 3 月 17 日 6 健 総 第 6808 号

（目的）

第 1 条 この規則は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

（役員の給与）

第 2 条 役員の報酬は、常勤の役員については、報酬及び通勤手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

（常勤役員の報酬）

第 3 条 常勤の役員の報酬は、年俸とする。

2 常勤の役員の年俸の号給表は、次のとおりとする。

東京都健康長寿医療センター
役員年俸号給表

号 給	年 俸 額
1	13,100,000
2	14,000,000
3	15,100,000
4	16,200,000
5	17,800,000
6	19,300,000
7	20,700,000
8	22,000,000

3 前項の年俸は、役員に就任する者の経歴及び法人の業績等を勘案し、理事長が決定する。

4 前項の年俸は、その者の業務実績及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの事業実績に応じ、第 2 項の規定による年俸額の 100 分の 20 の範囲内で、これを増

額し、又は減額することができる。

（報酬の支給方法）

第4条 報酬の支給は、年俸額を12回に分け例月支給する。ただし、年度の途中において第3条第4項により年俸額を増額又は減額した場合、その支給方法について理事長が別に定めることができる。

2 その他の支給方法については、職員給与規程又は非常勤スタッフ等給与規程による。

（報酬の支給日）

第5条 報酬の支給日は、常勤の役員にあつては、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター職員給与規程（平成21年法人規程第15号。以下「職員給与規程」という。）第35条の例に、非常勤の役員にあつては、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター非常勤スタッフ等給与規程（平成21年法人規程第23号。以下「非常勤スタッフ等給与規程」という。）第14条の例に準じる。

（通勤手当）

第6条 通勤手当は、職員給与規程第23条又は非常勤スタッフ等給与規程第7条の例に準じて支給する。

（非常勤役員手当）

第7条 非常勤役員手当は次のとおりとする。

理事 日額 50,000 円

監事 日額 50,000 円

2 前項に定めるもののほか必要な非常勤役員手当については、理事長が別に定める。

（その他）

第8条 この規則の実施に関し必要な給与の支給に関する事項は、職員の例に準じる。

附 則（平成21年4月1日21 法人規程第3号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月25日21 法人規程第35号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月20日22 法人規程第58号）

この規程は、平成23年1月1日から施行する。なお、平成22年度の年俸額は、改正後の本規程に基づき支給する。

附 則（平成23年12月22日23 法人規程第68号）

この規程は、平成24年1月1日から施行する。なお、平成23年度の年俸額は、改正後の本規程に基づき支給する。

附 則 （平成27年2月9日26 法人規程第109号）

この規程は、平成27年3月1日から施行する。なお、平成26年度の年俸額は、改正後

の本規定に基づき支給する。

附 則 （平成 28 年 3 月 1 日 27 法人規程第 166 号）

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。なお、平成 27 年度の年俸額は、改正後の本規程に基づき支給する。

附 則 （平成 30 年 3 月 1 日 29 健総第 6608 号）

この規程は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。なお、平成 29 年度の年俸額は、改正後の本規程に基づき支給する。

附 則（令和 3 年 1 月 1 日 2 健総第 3680 号）

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 1 7 日 6 健総第 6 8 0 8 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。